

【論文】

## 主体的な学びを活かす『生徒指導論』の展開

藤 井 雅 英

### 1. はじめに

筆者は公立高等学校（25年間）、県教育委員会事務局（13年間）で長年にわたり生徒指導に携わってきた。その経験を活かして生徒指導に求められる教員の資質・能力を大学における教職課程に在籍している教員志望の学生にどのように身に付けさせることができるか、過去4年あまり模索してきた。

文部科学省所管の調査研究協力者会議等（初等中等教育）の一つである「生徒指導に関する教員研修の在り方研究会（平成23年6月）」の報告書によると、「生徒指導とは、一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めるように指導、援助するものであり、学校がその教育目標を達成するための重要な機能の一つである。しかし、これまで、ともすれば学校における生徒指導が問題行動等への対応にとどまる場合があり、また、教育相談との乖離という問題も指摘されてきた。」と記されており、(1) 生徒指導を進めるための基盤能力と(2) 一般教員に求められる基礎的な力量については、以下のようにまとめている。

#### (1) 生徒指導を進めるための基盤能力

生徒指導の本質は、すべての児童生徒の自己指導能力を開発することである。それは児童生徒が基本的な生活習慣を確立し、規範意識に基づいた行動様式を獲得するとともに、対人関係を築き、問題や対立が生じてもそれを解決<sup>1)</sup>し、向社会的な豊かな人間へと成長できるように促すことである。したがって、学校には、すべての児童生徒のこのような全人的な成長・発達を促す取組を展開することが求められる。その一方で今日の社会は子どもの成長にマイナスの影響を与える要素が数多くある。不登校やいじめ、非行などの克服が課題となる者もいる。このような今日的な状況や児童生徒の実態を踏まえた予防的な取組や問題解決的な関わりも必要不可欠である。

このように生徒指導には、成長・発達を促進する側面と現実的な問題解決を図る側面とがある。実際の生徒指導はともすれば問題解決的な取組に偏りがちだが、児童生徒の成長・発達を促すことが問題行動の予防と活力のある学級や学校づくりにつながることを考えれば、そのような取組の充実こそが、これからの生徒指導の重要課題といえる。ただ、学校には多様な児童生徒が

混在しており、その児童生徒が成長する上で必要なもの<sup>2)</sup>（ニーズ）も千差万別である。学校は、そのニーズを満たすための多様な取組を同時並行的に、また意図的・計画的に、そして組織的に展開することが求められる。

では、このような生徒指導を展開するために、教職員に必要な能力は何か。

まず、児童生徒一人一人と信頼関係を構築する能力である。そのためには肯定的な児童生徒観に立脚した共感的態度や尊重的态度が必要となる。また、児童生徒の置かれている実態や発達の在り方は極めて多様であり、ニーズも異なる。教職員にはその個別性や多様性を尊重する姿勢とともに、様々な資料を活用したり、丁寧な観察を通じて必要な情報を収集し、その情報を知識や理論などに照らして分析し、一人一人、あるいは子ども集団の状態や心理を理解し、ニーズを特定する能力<sup>3)</sup>が求められる。

適切な指導や支援は、このような信頼関係と的確な児童生徒理解を基盤にして展開されることになる。その具体的な手法としては、個を対象としたコミュニケーション技法や基本的なカウンセリング技法などが基本になるが、学校の教育活動のほとんどは集団を対象とした活動で占められているので、教職員には、道徳、総合的な学習の時間、特別活動などの教育活動の特色や意義を生かしつつ、集団の特質を生かしながら児童生徒の自己指導能力を育てる技法や手法を身に付ける必要がある。例えば、対話のある授業づくりの手法や学級づくりの手法、また、集団を対象としたグループ面接やグループアプローチの諸技法などが挙げられるだろう。

生徒指導は教職員一人で実践するものではなく、学校全体、さらには関係機関や地域・家庭と連携協働して組織的に推進すべきものであり、教職員には学校内外の関係者と連携してチームとして活動する姿勢と能力が求められる。

以上のような能力は短期的に身に付くものではなく、日々の生徒指導実践に反省的に取り組む中で開発されるものである。したがって教職員には自己の心身の健康を維持するとともに、児童生徒への愛情と職業的使命の自覚に立ち、自己研鑽に励む資質が求められる。

## (2) 一般教員に求められる基礎的な力量

日常的に児童生徒と接することが多い学級担任や教科担当教員は、最も生徒指導を進めやすい立場にいる。つまり、学級担任・教科担当教員の日々の実践の積み重ねが、校内に生徒指導を定着できるか否かのポイントになる。

そのため、求められる力量として主に次の点が挙げられる。つまりは、学級担任・教科担当教員として、学級での生徒指導や教科における生徒指導を毎日の学級で実践できる力量である。これらの実践のためには、児童生徒理解の理論や方法に基づき、子どもの状態や課題を的確に理解し、個別支援計画を立てた上での適切な支援を実行できることが求められる。そのためには、児童生徒理解の基本的理論を身に付けるとともに、児童生徒理解に必要な資料を収集し、学級の持つ組織的機能を高め、保護者や他の教職員と連携することが必要である。さらに、今日の社会情勢や教育を取り巻く実態を理解し、生徒指導の意義と課題、集団指導・個別指導の方法と原理を

理解する必要がある。

具体的には、学級担任や教科担当教員の努力なくして学校での生徒指導は定着しないことを認識し、児童生徒へ直接指導できることの自信と誇りを持って、次のことを十分に理解し実践してほしい。

日常的に生徒指導を担う学級担任や教科担当教員として、まずは、生徒指導の意義と原理を把握することである。このことにより、学校教育が学習指導と生徒指導の一体で進められることを理解したい。また、教育課程と生徒指導について、とりわけ、教科における生徒指導を中心に把握することにより、日々の教育活動と生徒指導の関連について理解したい。さらに、日々の生徒指導を進めていくためには、児童生徒理解が重要であり、そのためにも、資料収集をした上での集団指導や個別指導は学級担任・教科担当教員として必須の条件である。

また、生徒指導の進め方の実践的内容の把握は重要である。とりわけ、担任による生徒指導、組織的対応と連携の在り方、児童生徒の基本的な生活習慣の確立や安全に関わる問題については、日々の指導ポイントとして重視したい。さらに、問題行動の早期発見や早期対応ができるのは、学級担任や教科担当教員であり、問題を重度化・長期化させない効果的な指導に心がけたい。そのためにも、個別課題ごとの対応を理解し、具体的に生徒指導を進めていきたい。とりわけ、少年非行、暴力行為、いじめ、自殺、不登校などの課題について理解するとともに、問題行動の早期発見と効果的な指導、発達に関する課題と対応を理解し、早期発見と早期対応、さらに具体的な指導をすることが求められる。

本稿では、筆者の学校現場や教育委員会での経験及び上述の報告書などを踏まえて本学で開講、実施している生徒指導論の内容の一部を示すとともに、そのなかでの取組を紹介することにより、今後の実践に寄与することを目的とする。

## 2. 本学教職課程の概要

園田学園女子大学には、人間健康学部と人間教育学部が設置されており、人間健康学部は総合健康学科（養護コース、健康スポーツコース）、人間看護学科、食物栄養学科の3学科、人間教育学部は児童教育学科（幼保教育コース、児童教育コース）により構成されている。

各学科において取得可能な教員免許としては、総合健康学科が養護教諭一種、中学校・高等学校教諭一種（保健体育）、人間看護学科が養護教諭一種、食物栄養学科が栄養教諭一種であり、児童教育学科が幼稚園教諭一種、小学校教諭一種である。

各学科の教育課程と学びの流れとしては、主に2年次より教職に関する科目を配置しており、例えば2年次では教職論、教育原理、教育課程論、教育制度・教育経営（教育法規）等、3年次では特別活動、道徳教育、生徒指導論等、4年次では教育実習、教職実践演習等を設けている。

資料1 教育課程と学びの流れ：総合健康学科（健康スポーツコース：教職に関する科目部分 2018年度）

	1年次	2年次	3年次	4年次
教職に関する科目		教職論 教育原理 発達心理学 教育制度・教育経営 （教育法規） 教育課程論 学習指導の技術 教育工学 教育相談 理論と方法 介護等体験	道徳教育の研究 特別活動の研究 生徒指導・進路指導論 （中一種・高一種） 教育実習事前指導 （保健体育） 教科教育法（保健体育） I・II	教職実践演習 教育実習（高一種） 教育実習（中一種）

筆者は人間健康学部（総合健康学科、人間看護学科、食物栄養学科の3学科）に所属しており、教育課程論、教育制度・教育経営（教育法規）、生徒指導・進路指導論、教育実習事前指導、教職実践演習等を担当している。このうち3年次の学生対象の生徒指導・進路指導論は、総合健康学科（健康スポーツコース）：中学校・高等学校教諭一種（保健体育）1講座、総合健康学科（養護コース）と人間看護学科（選択制）：養護教諭一種、食物栄養学科（選択制）：栄養教諭一種1講座の2講座（受講人数：1講座50～70人程度）を開設しており、それぞれ教職に関する科目の担当教員である筆者が担当している。

以下は筆者が担当する生徒指導・進路指導論のシラバスの概要である。

資料2 シラバス（生徒指導・進路指導論）

・講義のテーマ

子どもと向き合う生徒指導のあり方を理解する。

・授業の到達目標

生徒指導の諸問題（進路指導〈キャリア教育〉も含む）について、具体的事例をもとに理論的研究と考察、演習を行い、実践的指導力を獲得する。

・授業の概要

生徒指導は、生徒一人ひとりの人格を尊重し、より良い成長と学校生活の充実をめざす、教育課程外の活動も含む総合的な教育活動であることをふまえ、今日の学校内外で起きている具体的な生徒の行動を手がかりに、生徒指導及び進路指導（キャリア教育）の理論的考察を行うとともに、実践的な指導方法を身につける。

・授業計画 回 内容

第1回 ガイダンス 生徒指導の意義

第2回 生徒指導の基本

第3回 生徒指導の現代的課題

第4回 生徒指導と人権（生徒指導に関する法制度等）

第5回 生徒指導と教育相談

第6回 問題行動への対応（1）- 飲酒・喫煙・薬物など-

- 第7回 問題行動への対応 (2)－インターネット・携帯電話・性に関する課題など－
- 第8回 生徒指導と学級経営 (1)－QUの理論と活用－
- 第9回 生徒指導と学級経営 (2)－基本的生活習慣・校内規律、安全－
- 第10回 生徒指導の進め方－家出、不登校、中途退学、キャリア教育 (進路指導)－
- 第11回 特別な支援が必要な生徒の指導－発達障害－
- 第12回 教育課程と生徒指導－教科、道徳教育、総合的な学習の時間－
- 第13回 教育課程と生徒指導－特別活動－
- 第14回 生徒指導の進め方
- 第15回 講義のまとめと確認

・準備学習

授業計画に記載されている各回の講義の【準備学習】を行うこと。

毎回の講義終了時(第1回～第13回)に課題を課すので、復習として次回講義までに仕上げて提出すること。

第6回講義と第11回講義で小テスト(第1回～第5回講義と課題の内容、第6回～第10回講義と課題の内容)をそれぞれ実施するので、よく復習しておくこと。

新聞紙上における教育関連記事を切り抜き整理すること。

教育・社会に関する時事問題に関心をもち、今日の教育の現実を認識し、課題を把握するように努めること。

・テキスト・参考書(参考資料等)

- ・テキスト：『生徒指導提要』(文部科学省 平成22年3月)
- ・講義プリント(ワークシート)
- ・参考文献：その都度紹介する

### 3. 教材例

毎回の講義に際しては、文部科学省で平成22年3月に作成された『生徒指導提要』を活用し、講義用ワークシートとして学生に配付している。資料3および4として『生徒指導提要』の記載内容とそれを基に作成した講義用ワークシートを掲載する。

#### 資料3 テキスト(『生徒指導提要』より抜粋)

##### II 個別の課題を抱える児童生徒への指導

児童生徒が抱える課題は、一人一人の児童生徒によって様々であるので、児童生徒集団の全体を対象にするような一般的な指導だけでは解決できないという場合が少なくありません。一人一人の児童生徒の性格、能力などや、さらに生活環境、発達の程度、学校での生活の状況など、一人一人の児童生徒に応じた効果的な生徒指導が必要とされています。すなわち、児童生徒全体への指導の前提として、「個」としての一人一人の児童生徒の問題をなおざりにしないという姿勢を持つべきであるということ忘れてはならないということです。

教員は、すべての児童生徒には問題行動の要因が潜在している可能性があるということを常に念頭に置き、児童生徒の発するサインを見逃さないよう、日ごろから、観察や面接、質問紙調査、関係機関や地域と

のネットワークづくりを進めるなどの方法により、児童生徒理解を着実に進め、問題行動の早期発見に努める必要があります。その上で、問題行動の迅速な事実確認を行い、その原因を分析し一人一人の児童生徒に応じた指導方針を確立することが重要です。

また、個別の課題を抱える児童生徒への指導については、その課題ごとの特質を踏まえて指導することが必要となります。個別の課題を抱える児童生徒の悩みを解消するためには、児童生徒全体への指導の中では解決が困難であり、悩みの原因となっている個別の課題の改善に取り組まざるを得ない場合も少なくないからです。

このように、個別の課題を抱える児童生徒への指導については、個別課題の特質を理解し、一人一人の児童生徒に合った指導方法や対応、あるいは関係機関との連携など、適切で効果的な指導をすることが重要です。

## 第1節 問題行動の早期発見と効果的な指導

### 1 問題行動についての理解

問題行動といえば、一般的には行動が乱暴で、学習に意欲がなく、ルールやマナーを平気で破り、教員や保護者の言うことを全く聞かない児童生徒であると考えがちです。また、中学校や高等学校になると、学校には来ずに駅周辺にたむろしたり、夜になると盛り場などを歩き回ったりする、飲酒・喫煙を繰り返すなど、問題行動を繰り返す生徒も出てきます。しかしながら、学校生活で友人もほとんどなく、学級活動・ホームルーム活動、学校行事にもほとんど参加せずに、他人への関心をもたず自分の殻に閉じこもっている児童生徒も要注意です。このような児童生徒は、粗暴な行動はない、学業成績も案外悪くないという場合も見られます。また、自閉症、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）などの発達障害のある児童生徒の場合、自己の興味関心へのこだわりが強すぎることや他人への配慮に欠けることがあり、極端に友人が少なかったり、集団になじめないなどの状況になっている場合があります。このような児童生徒に対して、教員は特段の注意を払わない場合が少なくありません。しかしながら、将来、自立が困難であったり、社会とうまくかかわることが困難な状態になる可能性が大きいことから、これらの児童生徒に対しては、特段の配慮が必要です。

先に述べたような、行動が乱暴で、学習に意欲がなく、ルールやマナーを平気で破る児童生徒、小学校では、おとなしくほとんど目立たなかった児童が、長じて社会に出てからは社会を支える人になる、積極的な活動をしている場合も多く見られます。

したがって、問題行動を次のような視点からとらえる必要があります。

- ①すべての児童生徒が問題行動の要因を内包している可能性があること
- ②小学校で問題行動の予兆があること
- ③成長を促す生徒指導を進めること
- ④発達障害と問題行動

### ※2 問題行動の早期発見（略）

## 3 問題行動を起こした児童生徒への効果的な指導の進め方

### (1) 問題行動の迅速な事実確認

学校内での暴力行為や喫煙などの問題行動が起きた場合は、学校は問題行動を起こした児童生徒はもとより他の児童生徒の健全な人格発達のために、時期を逃さずに毅然とした指導することが大切です。まずは、

当該児童生徒に迅速に事実確認をしなければなりません。問題行動の事実を正確に把握し、その背景を明らかにするとともに、教員間の十分な共通理解を図った上で、校内での指導、家庭への支援・措置、関係機関との連携などの措置を講じなければなりません。

事実確認を行う際には、いつ、どこで、だれが、何を、どの程度聴き取るのか、また、保護者との連携などについてはどのように行うのかなど具体的に決めておくことが大切です。その際、児童生徒のプライバシーには十分留意するとともに、児童生徒の発達の段階に応じた事実確認を行うことが大切です。

また、集団での児童生徒による問題行動や深刻ないじめが起こっている場合、校外の非行少年や暴力団との関係がある場合、マスコミ報道がなされた場合などにおいては、迅速に警察など関係機関との連携を行うことが重要です。また、こうした重大な事案の場合は、既存の生徒指導部の対応に加えて緊急に「プロジェクトチーム」をつくり、迅速に、組織的に対応していかなければなりません。

以下略

#### 資料4 講義用ワークシート（テキスト『生徒指導提要』より抜粋）

第6回 「問題行動への対応（1）－飲酒・喫煙・薬物など－」（学生用教材）

##### Ⅱ 個別の課題を抱える児童生徒への指導

（以下の文章中の空欄に適切な語句を記入しなさい。）（テキスト P 152～）

児童生徒が抱える課題は、一人一人の児童生徒によって様々であるので、児童生徒集団の全体を対象にするような一般的な指導だけでは解決できないという場合が少なくありません。一人一人の児童生徒の性格、能力などや、さらに（1 ）、（2 ）、学校での生活の状況など、一人一人の児童生徒に応じた（3 ）な生徒指導が必要とされています。すなわち、児童生徒全体への指導の前提として、（4 ）としての一人一人の児童生徒の問題をなおざりにしないという姿勢を持つべきであるということをお忘れてはならないということです。

教員は、（5 ）の児童生徒には問題行動の要因が潜在している可能性があるということを常に念頭に置き、児童生徒の発する（6 ）を見逃さないよう、日ごろから、観察や面接、質問紙調査、関係機関や地域とのネットワークづくりを進めるなどの方法により、児童生徒理解を着実に進め、問題行動の（7 ）に努める必要があります。その上で、問題行動の迅速な（8 ）を行い、その原因を分析し一人一人の児童生徒に応じた指導方針を確立することが重要です。

また、個別の課題を抱える児童生徒への指導については、その課題ごとの特質を踏まえて指導することが必要となります。個別の課題を抱える児童生徒の悩みを解消するためには、児童生徒全体への指導の中では解決が困難であり、悩みの原因となっている個別の課題の改善に取り組まざるを得ない場合も少なくないからです。

このように、個別の課題を抱える児童生徒への指導については、個別課題の特質を理解し、一人一人の児童生徒に合った指導方法や対応、あるいは関係機関との連携など、適切で効果的な指導をすることが重要です。

#### 第1節 問題行動の早期発見と効果的な指導

##### 1 問題行動についての理解

問題行動といえば、一般的には行動が乱暴で、学習に意欲がなく、ルールやマナーを平気で破り、教員や保護者の言うことを全く聞かない児童生徒であると考えがちです。また、中学校や高等学校になると、学校

には来ずに駅周辺にたむろしたり、夜になると盛り場などを歩き回ったりする、飲酒・喫煙を繰り返すなど、問題行動を繰り返す生徒も出てきます。しかしながら、学校生活で友人もほとんどなく、学級活動・ホームルーム活動、学校行事にもほとんど参加せずに、他人への関心をもたず自分の殻に閉じこもっている児童生徒も要注意です。このような児童生徒は、粗暴な行動はない、学業成績も案外悪くないという場合も見られます。また、自閉症、(9 ) (LD)、注意欠陥多動性障害 (ADHD) などの (10 ) のある児童生徒の場合、自己の興味関心へのこだわりが強すぎることや他人への配慮に欠けることがあり、極端に友人が少なかったり、集団になじめないなどの状況になっている場合があります。このような児童生徒に対して、教員は特段の注意を払わない場合が少なくありません。しかしながら、将来、自立が困難であったり、社会とうまくかかわることが困難な状態になる可能性が大きいことから、これらの児童生徒に対しては、特段の配慮が必要です。

先に述べたような、行動が乱暴で、学習に意欲がなく、ルールやマナーを平気で破る児童生徒、小学校では、おとなしくほとんど目立たなかった児童が、長じて社会に出てからは社会を支える人になる、積極的な活動をしている場合も多く見られます。

したがって、問題行動を次のような視点からとらえる必要があります。

- ①すべての児童生徒が問題行動の要因を内包している可能性があること
- ②小学校で問題行動の (11 ) があること
- ③成長を促す生徒指導を進めること
- ④発達障害と問題行動

## ※2 問題行動の早期発見 (略)

### 3 問題行動を起こした児童生徒への効果的な指導の進め方 (←テキスト P 152～153)

#### (1) 問題行動の迅速な事実確認

学校内での暴力行為や喫煙などの問題行動が起きた場合は、学校は問題行動を起こした児童生徒はもとより他の児童生徒の健全な (12 ) のために、時期を逃さずに毅然とした指導することが大切です。まずは、当該児童生徒に迅速に (8 ) をしなければなりません。問題行動の事実を正確に把握し、その背景を明らかにするとともに、教員間の十分な (13 ) を図った上で、校内での指導、家庭への支援・措置、(14 ) との連携などの措置を講じなければなりません。

(8 ) を行う際には、いつ、どこで、だれが、何を、どの程度聴き取るのか、また、保護者との連携などについてはどのように行うのかなど具体的に決めておくことが大切です。その際、児童生徒の (15 ) には十分留意するとともに、児童生徒の発達の段階に応じた (8 ) を行うことが大切です。

また、集団での児童生徒による問題行動や深刻な (16 ) が起きている場合、校外の非行少年や暴力団との関係がある場合、(17 ) 報道がなされた場合などにおいては、迅速に (18 ) など (14 ) との連携を行うことが重要です。また、こうした重大な事案の場合は、既存の生徒指導部の対応に加えて緊急に (19 「 ) をつくり、迅速に、(20 ) に対応していかなければなりません。

以下略



学生は資料4に示した講義用ワークシートの空欄（キーワードを空欄にしてある）に資料3に示したテキスト（『生徒指導提要』）の該当箇所を読みながら適切な語句を埋める作業を行う。大半の学生が空欄に記入し終わった段階で複数の学生を指名して、教室の黒板やホワイトボードに空欄のキーワードを板書させる。これらの作業学習の意図は、学生にとっては本時に学習する内容の黙読による理解と講義へのレディネス<sup>4</sup>が整うとともに、板書を指名した学生に教師になった時の板書の訓練をさせることである。板書が終わったところで授業者は説明・解説を始める、という流れで講義を進めていく。

また、毎回の講義の最後には、演習問題（過去2～3年間に全国の都道府県や政令指定都市の教員採用選考試験で出題された教職教養のうちの生徒指導の内容に関する過去問：資料5参照）を5問程度課題として課す。学生はその課題を解き、次回の講義までに提出する。筆者は学生が提出した課題を点検し、次回の講義で学生各自に点検済みの課題を返却し、その内容を解説する。毎回の講義でこのようなフィードバック（振り返り）の時間を設け、学習内容の定着を図っている。

講義中のワークシートへのキーワードの記入、キーワードを板書、講義後の課題を解く、返却された課題についての解説を聞いて内容を理解する、といった一連の作業（課題を解くには単なる作業だけでなく、調べ考えるという行動も伴う）を身に付けることによって、学生たちは一方的に講義を聴講するという受動的な学習形態から脱却して、自ら主体的に学習するという能動的な学習形態へ変化してゆくのである。

#### 資料5 課題：教職教養の過去問（例）

次の各文のうち、生徒指導提要（平成22年3月 文部科学省）の中の集団指導・個別指導の方法原理に関する記述の内容として正しいものを○、誤っているものを×とした場合、正しい組合せはどれか。1～5から一つ選べ。

- A 一般的に、コミュニケーションで伝わる内容は、非言語的内容よりも言語的内容の割合が高いといわれているので、教員は態度で示すよりも、言葉ではっきりとメッセージを伝えていく必要があります。
- B 児童生徒の自主性を尊重することで、物事がうまく進まなかったり、失敗したりする場合には、教員が粘り強く指導・援助することは控え、自らが児童生徒に代わって行動することが必要です。
- C 個別指導は、児童生徒が社会で自立するために必要な力を身に付けていけるようにするためのものであり、集団指導とは別のものとして捉えて指導にあたることが望ましいと考えられます。
- D 集団指導には、一人一人の児童生徒が所属する集団内で、互いに尊重し、よさを認め合えるような、望ましい人間関係を形成し、共に生きていく態度をはぐくむなど、他者との協調性を育成するという側面があります。
- E それぞれの学級集団ごとや、一つの学級集団においても、学級担任・ホームルーム担任とその集団に関係している担当教員間で、指導する基準が異なっている場合は、良い集団の環境であるとは言えません。

	A	B	C	D	E
1	○	○	×	×	○
2	×	×	○	○	×
3	○	×	○	○	×
4	×	○	○	×	○
5	×	×	×	○	○

(平成 30 年度 大阪市)

#### 4. 事例研究

さらに、2～3 回毎の講義中および課題において資料 6 で示す生徒指導案件を提示し、その事例について班別協議や学生各自が基本方針・当該生徒への対応・学校組織の在り方・保護者・専門機関との連携など多方面から多角的に考え、対応策を策定することとしている。

この事例研究は、上記で掲載した文部科学省所管の調査研究協力者会議等（初等中等教育）である「生徒指導に関する教員研修の在り方研究会（平成 23 年 6 月）」の報告書にある、(1) 生徒指導を進めるための基盤能力や (2) 一般教員に求められる基礎的な力量について記載されている次のような具体的な能力や力量を学生たちの身に付けさせる試みである。

##### (1) 生徒指導を進めるための基盤能力

生徒指導は教職員一人で実践するものではなく、学校全体、さらには関係機関や地域・家庭と連携協働して組織的に推進すべきものであり、教職員には学校内外の関係者と連携してチームとして活動する姿勢と能力が求められる。

##### (2) 一般教員に求められる基礎的な力量

児童生徒理解の理論や方法に基づき、子どもの状態や課題を的確に理解し、個別支援計画を立てた上での適切な支援を実行できることが求められる。そのためには、児童生徒理解の基本的理論を身に付けるとともに、児童生徒理解に必要な資料を収集し、学級の持つ組織的機能を高め、保護者や他の教職員と連携することが必要である。さらに、今日の社会情勢や教育を取り巻く実態を理解し、生徒指導の意義と課題、集団指導・個別指導の方法と原理を理解する必要がある。

#### 資料 6 事例 (例)

○実際の事例について、グループで話し合って解答を考えてみよう。

##### 【事例】

中学 2 年生の B 子は、クラスの友人の C 子と毎朝一緒に登校するなど、小学校時代からの仲良しでした。2 年生になり、B 子のクラス内の人間関係が変わり、そのことをきっかけに C 子は B 子の悪口を周囲に言うようになりました。B 子は、「悪口は止めて欲しい」と C 子に話しましたが、その後、学校非公式サイト（通称「学校裏サイト」）に B 子を誹謗中傷する内容が書き込まれ、友人の間で噂が広

がりました。

ある日、クラスの D 男からの B 子に対する書き込みをきっかけにして、B 子は登校できなくなってしまいました。その後、D 男からの書き込みは「なりすまし」であることが分かりました。

(横浜市教育委員会作成『児童・生徒指導の手引き』より 一部改)

#### 《対応》

##### ○基本方針

##### ○本人への対応

・初期対応

【被害児童生徒】

【加害児童生徒】

・中長期対応

○保護者との協力

○専門機関との連携

以下にこの事例について 2018 年度に学生が協議し、まとめた意見のなかで授業者の評価の高かったものを掲載する。

##### ○基本方針

(健康スポーツコース〈中・高保健体育教諭〉1 班)

・対策チーム(プロジェクトチーム)を編成し、事実確認・状況把握を行う。

・「社会で許されないことは学校でも許されない」という毅然とした指導を行う。

・いじめられた児童生徒は必ず守るという姿勢で臨む。

・ネットワーク内でもいじめはあるということを再認識する。

・加害生徒については、自分がしてしまったことへの反省と責任をとるという行動が出来るよう指導する。

・被害生徒、加害生徒以外の一般生徒への「いじめ」や「インターネットの使用方法」についての全体指導を行う。

・再発防止に向け校内全体で一貫した指導を行う。

※授業者の評価:「対策チームの編成」「毅然とした指導」「一般生徒への全体指導」「再発防止」といった基本方針の要諦について言及し、まとめられている。

##### ○本人への対応

・初期対応

【被害児童生徒】

(健康スポーツコース〈中・高保健体育教諭〉3 班)

・何をされたか、書き込まれたかなどについて事実確認を行う。

- ・いじめられた生徒（B子）に対して「必ず守る」という姿勢、意思を伝える。
- ・いじめに遭った心情に寄り添い、不安を取り除くように話をする。
- ・スクールカウンセラーを含む専門機関への相談や精神面でのサポートを提案し、登校できていない現状から考えて保健室登校でも良いから登校できる方法を考える。
- ・安心できる「居場所づくり」のために、環境を整備する。

#### 【加害児童生徒】

（養護コース〈養護教諭〉4班）

- ・当該生徒たちに対して個別に事実確認を行う。
  - ・「社会で許されないことは学校でも許されない」ということを認識させる。
  - ・自分が行った行為は悪いことであると反省させ、心から被害生徒（B子）へ謝罪する機会を設ける。
  - ・「謝ることと責任をとること」は別であると認識させる。
  - ・ネットいじめもいじめの一種だと認識させ、「学校裏サイト」のようなサイトに対して閲覧したり、書き込みや作成しないよう指導する。
- ・中長期対応

（養護コース〈養護教諭〉2班）

- ・被害生徒、加害生徒両方に対して学校や学級内での安全・安心な居場所づくりを進める。
- ・被害生徒が悩み事や心配事を相談できるようスクールカウンセラーとともに生徒と教員の信頼関係を構築し強化する。
- ・被害生徒に対しては、自宅学習から保健室登校（別室学習）へと少しずつステップアップして教室復帰を目指す。
- ・全学年でいじめや「学校裏サイト」のようなサイトに関するアンケート調査を実施し、再発防止に努める。
- ・同調者が出ないよう「学校裏サイト」のようなサイトへの書き込みの危険性やいじめについて全校生徒に集会などで指導する。

※授業者の評価：【被害児童生徒】に対して「心情に寄り添い、不安を取り除く、居場所づくり」「専門機関との連携」、【加害児童生徒】に対して「謝罪と責任」「ネットいじめ」、一般生徒に対しての「再発防止策」といったいじめ対策及び防止の基本と今日的ないじめに対する方策についてもまとめられている。

#### ○保護者との協力

（健康スポーツコース〈中・高保健体育教諭〉4班）

- ・保護者はともに子どもを育てる「重要なパートナー」であるので、被害生徒・加害生徒

両方の保護者とこまめに連携し、学校の指導方針について説明し理解と協力を得るようにする。

- ・被害生徒の保護者には被害生徒の心が落ち着くまで家庭でも十分に受容的な態度で接するよう、心の居場所が無くならないよう配慮をお願いする。
- ・加害生徒の保護者にはインターネットや携帯電話などの使用上のルールについて決めてもらう。
- ・被害生徒・加害生徒両方の保護者へたびたび家庭訪問して家庭との関係を密にし、適切に情報交換を行い、生徒や保護者の悩みや不安などに丁寧に耳を傾ける。

#### ○専門機関との連携

(養護コース〈養護教諭〉 1班)

- ・サイバー犯罪などを取り締まっている警察と連携し、「学校裏サイト」に掲載された情報の削除を依頼する。
- ・ネットトラブル関係についての指導を行うにあたって、SNSの使用やネットいじめについて警察による講演を依頼し、全校生徒への指導や保護者への啓発を行う。
- ・スクールカウンセラーの他に児童相談所やこころのケアが必要な場合は医療機関とも連携する。

※授業者の評価：保護者及び専門機関との協力・連携について実践的、具体的な協力方策や連携方法がまとめられている。

掲載した事例は15回の講義の後半(8回目の講義)で学生に提示し、協議させまとめさせた事例である。どの意見も内容的にはまだまだ未熟であるが、7回目までの講義のなかで上述の「生徒指導に関する教員研修の在り方研究会(平成23年6月)」の報告書にある「生徒指導は教職員一人で実践するものではなく、・・・教職員には学校内外の関係者と連携してチームとして活動する姿勢と能力が求められる」や「生徒指導の意義と課題、集団指導・個別指導の方法と原理を理解する必要がある」ことを学生が理解し、学習内容が定着していることを示している。事例研究において学生たちは熱心に協議したり、個別に考えたりしており主体的に学ぼうとする姿勢が伺える。

## 5. 成果と課題

この実践から得られた成果の1点目は、本稿で述べた「生徒指導論」を受講している本学の学生は2年次に筆者が担当する教職に関する科目(資料1にある「教育制度・教育経営」「教育課程論」)を履修し、本稿で記載した講義用ワークシートを活用した作業学習(ワークシートの空欄に適切な語句を埋め、指名された学生は教室の黒板やホワイトボードに空欄のキーワードを板書する)の意図や方法がすでに身に付いていることもあるが、3年次での「生徒指導論」におい

ては自ら主体的・能動的に学習内容を学ぼうとする姿勢が多くの子に見られたことである。

成果の2点目は、講義で生徒指導に関する事項について学習し、毎回の講義終了後に課している課題を解き、次回講義で返却された課題についての解説を聞いて内容を理解するという一連の流れのなかで生徒指導の意義・基本や現代的課題および生徒指導の進め方について回を進める毎に学生の学びが生徒指導関連の用語を覚えるといった学びから「生徒指導に関する教員研修の在り方研究会（平成23年6月）」の報告書にある「生徒指導の進め方の実践的内容の把握」という学びへ深化していったことである。

成果の3点目は、4. 事例研究で記載した内容と重複するが、資料6で示した事例研究における教師の役割についても回を重ねるにつれて、教師1人が果たす役割だけでなく、上記報告書にある「児童生徒理解に必要な資料を収集し、学級の持つ組織的機能を高め、保護者や他の教職員と連携することが必要」、「生徒指導は教職員一人で実践するものではなく、学校全体、さらには関係機関や地域・家庭と連携協働して組織的に推進すべきものであり、教職員には学校内外の関係者と連携してチームとして活動する姿勢」や「問題行動の早期発見と効果的な指導、発達に関する課題と対応を理解し、早期発見と早期対応」などチームとして組織的に生徒指導を進めることが肝要という意見が班別協議や課題の回答から頻出してきたことである。事例（例えば、暴力行為、飲酒・喫煙、いじめ、深夜徘徊、家出など）は講義中や課題で10例程度提示している。

一方、課題に目を転じると、その1点目は、作業学習についてである。成果の1点目に記しているように学生たちに定着し、成果が出ている学習方法であるが、より主体的・能動的に学習内容を学ぶ姿勢を培う方法に改善する工夫が必要と考えている。

課題の2点目は、『生徒指導提要』（文部科学省 平成22年3月）のまえがきにある「小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等について、・・・生徒指導の実践に際し教員間や学校間で教職員の共通理解を図り、組織的・体系的な生徒指導の取組を進めることができるよう」という趣旨を活かすためにも15回の講義のなかで実際に日々生徒指導を実践している学校現場の教師が教育委員会事務局の指導主事をゲストスピーカーとして呼び、その実践事例を学生たちに語ってもらうことはできないかというものである。手続きや時間的な制約があるなかでのことであるが、教育実習を経験する前の学生にとっては有意義なものと考ええる。

課題の3点目は、事例研究の班別協議のなかで「役割演技（ロールプレイング）」の手法を採り入れることはできないかというものである。班員に教師、生徒、保護者などの役割を当て事実確認や情報の共有・共通理解、チームとして組織的に生徒指導を進める必要性や保護者との連携の大切さを実感させたい。

## 6. おわりに ～今後の展望～

学生の主体的な学びを活かす「生徒指導論」の授業にするための一つの実践例を本稿で紹介し

た。まだまだ十分とはいえない段階であるが、今後も引き続き工夫していきたい。

2018（平成31）年に文部科学省より示された「教職課程認定申請【再課程認定】」に係る「教職課程コアカリキュラム対応表」の「生徒指導論」には、全体目標として「生徒指導は、一人一人の児童及び生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して教育活動全体を通じ行われる、学習指導と並ぶ重要な教育活動である。他の教職員や関係機関と連携しながら組織的に生徒指導を進めていくために必要な知識・技能や素養を身に付ける」とある。受講した学生が教員になり学校現場で即戦力として活動するためにも、「教職課程コアカリキュラム対応表」の3項目「(1) 生徒指導の意義と原理、(2) 児童及び生徒全体への指導、(3) 個別の課題を抱える個々の児童及び生徒への指導」にある一般目標<sup>5)</sup>の理解だけでなく、学校という公的組織の一員として実践的任務<sup>6)</sup>に当たることができるよう、その資質能力を身に付け高めさせていきたいと考えている。

#### 注

- 1) 対人関係の能力としては親和的な関係を築く能力だけではなく、問題解決の能力や対立解消の能力を開発することが重要である。〈文部科学省「生徒指導に関する教員研修の在り方研究会（平成23年6月）」報告書〉
- 2) ここでいう「児童生徒が成長する上で必要なもの」は、児童生徒が必要だと表明しているものと、表明はしていないが客観的に必要と認められるものとの両面を含む。〈文部科学省「生徒指導に関する教員研修の在り方研究会（平成23年6月）」報告書〉
- 3) こうした能力をアセスメント能力という。〈文部科学省「生徒指導に関する教員研修の在り方研究会（平成23年6月）」報告書〉
- 4) 心理学用語の一つ。何かを習得・学習する際、それに必要な条件や環境が学習者側に整っている状態を指し、特に子どもの教育に関して用いられる。Readiness。〈pixiv 百科事典〉
- 5) (1) 生徒指導の意義と原理の一般目標「生徒指導の意義や原理を理解する。」(2) 児童及び生徒全体への指導の一般目標「すべての児童及び生徒を対象とした学級・学年・学校における生徒指導の進め方を理解する。」(3) 個別の課題を抱える個々の児童及び生徒への指導の一般目標「児童及び生徒の抱える主な生徒指導上の課題の様態と、養護教諭等の教職員、外部の専門家、関係機関等との校内外の連携も含めた対応の在り方を理解する。」〈文部科学省（2018）教職課程再課程認定申請様式「教職課程コアカリキュラム対応表」(生徒指導論)〉
- 6) 文部科学省 教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会「教職課程コアカリキュラム作成の背景と考え方」(平成29年11月)

#### 参考文献等一覧

- ・文部科学省（2011）調査研究協力者会議等（初等中等教育）「生徒指導に関する教員研修の在り方研究会」報告書
- ・文部科学省（2011）『生徒指導提要』
- ・文部科学省（2018）教職課程再課程認定申請様式「教職課程コアカリキュラム対応表」
- ・兵庫県教育委員会（2015）『教職員となる人のために』
- ・大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テスト 教職教養問題（2017）（2018年8月3日～8月31日に閲覧）（URL：<https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000405612.html>）
- ・横浜市教育委員会（2015）『児童・生徒指導の手引き』（2015年4月2日～4月31日に閲覧）

(URL : [archive.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/bunya/20150605163326.html](http://archive.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/bunya/20150605163326.html))

- ・田中知子 (2007) 「栄養教諭免許課程における講義科目「生徒指導論」の試案」(中村学園大学・中村学園大学短期大学部 研究紀要 第39号)
- ・梨木昭平 (2010) 「教職科目「生徒指導論」の臨床教育的意義に関する一考察－文学教材を活用した事例－」(武庫川臨床教育学会『臨床教育学論集』第4号)
- ・梨木昭平・幡中理恵 (2013) 「養護教諭養成課程におけるロールプレイングについての一考察－「生徒指導論」を中心に－」(日本養護教諭教育学会誌 Vol.16、No2)
- ・関口洋美 (2016) 「「生徒指導」に対するイメージの変化～「生徒指導論」受講前と受講後の比較～」(大分県立芸術文化短期大学 研究紀要 第53巻)
- ・岡田順一・小田博一・笹尾幸夫 (2017) 「教職科目『生徒指導論』の授業改善の試み：学校現場での即戦力養成を重視した実践」(南山大学 教職センター紀要 2017 第1号)
- ・渡邊言美 (2018) 「養護教諭養成課程における「生徒指導論」授業実践の成果と課題」(就実大学・就実短期大学 就実教育実践研究 第11巻)

---

[ふじい まさひで 教育行政学]